

県営林提案型施業モデル事業（久々野地区）プロポーザル募集に係る質問に対する回答

【受付番号1】（11月1日受付分）

| | |
|------|---|
| 質問項目 | （募集項目または仕様書の別・ページ数等） （募集要領第2の1の（2）） |
| 内容 | 保安林内作業許可申請の継続使用の終期はいつまででしょうか。また、その申請者・管理者はどなたでしょうか。 |
| 回答 | 既存作業許可の終期は令和5年3月31日となっています。今後、プロポーザル事業の協定期間中においては、事業者が申請・管理を行っていただき、協定期間満了後は県が引き継ぎます。 |

| | |
|------|--|
| 質問項目 | （募集要領第2の1の（1）） |
| 内容 | 現地の既存作業道（本線等）の通行は可能でしょうか。（昨年等の豪雨での被災の有無）また、その作業道が被災している場合の復旧経費は岐阜県で支出して頂けますか。 |
| 回答 | 令和2年度豪雨により被災し、比較的大規模な復旧が必要となる2箇所（久左工門坂幹線び六郎洞幹線1号内）については、県発注により今年度復旧工事を行っています。その他の被災状況については、令和2年度の調査書を確認してください。（ホームページに調査書データを添付します。）また、森林施業を行うための土砂移動や簡易な構造物による補修等については、作業路の補修費用に計上してください。 なお、今後災害その他の不可抗力等、県及び受託者双方の責に帰することができない事象により、通行が困難または危険な箇所が発生した場合は別途協議してください。 |

| | |
|------|--|
| 質問項目 | （募集要領第3） |
| 内容 | 協力事業体との共同提案の場合の留意事項は何でしょうか。専用の銀行口座が必要でしょうか。 |
| 回答 | 協力事業体との共同提案にあたっての留意事項は募集要領第3に記載のとおりです。また、銀行口座については、構成員のうち代表構成員となる事業体の口座を使用させていただいて構いません。 |

| | |
|------|--|
| 質問項目 | （募集要領第2の1の（1）） |
| 内容 | 森林経営計画の認定窓口は高山市でしょうか。 |
| 回答 | 高山市内のみで計画を樹立する場合は高山市となります。なお、下呂市も含めて樹立する場合は、県庁森林整備課が窓口となります。 |

| | |
|------|---|
| 質問項目 | (募集要領第2の1の(1)) ※聞き取り結果により質問内容を一部修正 |
| 内容 | 森林経営計画認定請求について、高山市は今後採択された事業者から経営計画が提出される予定である旨を認識されておりますでしょうか。 |
| 回答 | 高山市へ経営計画認定請求を行う予定である旨連絡します。 |

| | |
|------|--|
| 質問項目 | (募集要領第2の1の(1)) |
| 内容 | 架線集材の定義は何でしょうか。(スイングヤードでも良いか) |
| 回答 | 架線集材にはタワーヤードの他、スイングヤードも含まれます。なお、負担金の対象となる高性能林業機械については、募集要領第4の7の(6)に記載のとおりです。 |

| | |
|------|---|
| 質問項目 | (岐阜県森林認証管理方針 第10の1の(1)) |
| 内容 | カラマツ苗植栽の場合、岐阜県内産はないがよろしいでしょうか。 |
| 回答 | カラマツ苗については、できる限り県内産を使用することとしますが、苗の入手が困難である等やむを得ない場合は、県と協議の上、県外産の使用も可とします。なお、スギ・ヒノキについては生態的に地域に適合し、これまでその地域で使用されてきた実績のある在来種を原則選定してください。それ以外の樹種を選定する場合は、別途協議してください。 |